初回接種(1回目、2回目接種)がお済みでない方へ

新型コロナワクチン接種の実施期間が令和4年9月30日まで 延長されました。体調不良などで2回目の接種ができなかった 方、これから接種を希望される方、これから12歳になる方は、接 種をご検討ください。

また、追加接種(3回目接種)は、2回目の接種を完了してから 概ね8カ月以上後に接種できるものとされていますので、早めの 接種をお願いします。

※【接種会場】・【予約方法】は、6ページ「新型コロナワクチンの 追加接種(3回目接種)について」と同じです。

これから12歳になる方

新型コロナワクチンは、12歳に到達した方 から接種することができます。これから12歳 になる方に対しては、12歳になった月の末日 に、クーポン券(接種券)および「接種予約のご 案内」を送付します。お手元に届きましたら予 約をしてください。

スマートフォン上でワクチン接種証明書(電子版)が発行されます

このたび、国において、市区町村に申請することなくスマートフォン上でワクチン 接種証明書(電子版)を発行する専用アプリの提供を始めましたので、ご利用くださ い。この専用アプリは、従来の海外用に加えて日本国内での利用を想定したもので、 ワクチン接種歴の確認などに活用することができます。なお、スマートフォン上での 発行に当たり、「マイナンバーカード」による本人確認が必要となります。

また、紙によるワクチン接種証明書は、保健センターまたは郵送での申請を受け付 けています。



▶発行時に必要なもの

電子による接種証明書	紙による接種証明書			
スマートフォン(iOS13.7以降もしくは Android OS8.0以降) マイナンバーカード 券面事項入力補助用暗証番号(マイナンバー発行時に設定した暗証番号) パスポート(海外用接種証明書のみ)	・接種証明書交付申請書(市ホームページからダウンロード可)・接種済証または接種記録書・【国内用の場合】本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)・【海外用の場合】旅券			

ワクチン接種後も感染予防対策をお願いします

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果が確認されていますが、その効果は 100パーセントではありません。本市においても、新型コロナウイルスに感染した方が報告されている他、新たな変異 株の発生による感染も予想されますので、ワクチン接種後も感染予防対策の徹底・継続をお願いします。

継続が必要な感染予防対策













「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避 マスクの着用

石けんによる手洗い

手指消毒用アルコール による消毒の励行

問い合わせ

行田市新型コロナワクチン 接種コールセンター(相談センター)

☎556−1115 受付時間:午前9時~午後5時 (当面の間、土・日曜日、祝日も実施。ただし、12月29日

●接種時期・場所、接種券について ●ワクチン接種後の副反応について

埼玉県新型コロナワクチン接種の 専門相談窓口

☎0570-033-226(ナビダイヤル) ☎0120-761-770(フリーダイヤル)

受付時間:24時間対応 (土・日曜日、祝日も実施) ●その他、ワクチン接種について 厚生労働省新型コロナワクチン コールセンター

受付時間:午前9時~午後9時 (土・日曜日、祝日も実施)

※接種予約のためのコールセンターの電話番号は、「接種予約のご案内」に記載しています。

▶問い合わせ 保健センター☎553—0053

新型コロナウイルスワクチン接種

掲載内容は12月16日現在のものですので、状況により変更となる場合があります。最新情報は市ホーム ページでご確認ください。

新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)について

12月1日から新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)が始まりました。本市においても、国の方針やワクチン供 給量を踏まえ、追加接種を着実に進めていきます。

●追加接種方針

接種対象	新型コロナワクチンの初回接種(1回目、2回目接種) を受けた18歳以上の方
接種回数	1 🛽
使用する ワクチン	初回接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNAワクチン(ファイザー社ワクチンまたは武田/モデルナ社ワクチン)を用いる
接種時期	2回目の接種を完了してから概ね8カ月以上後
接種券等発送時期	2回目の接種を完了してから概ね8カ月を経過する方から、順次、次の発送物を個別に発送 ①接種券一体型予診票、②予防接種済証、 ③追加(3回目)接種のお知らせ、 ④接種予約のご案内、⑤ワクチン説明書 ※ワクチン接種が1回目のみの方は、発送されません。 ※他の市区町村でワクチンを2回接種した後に本市に転入された方は、発送されませんので、下記の「本市に転入された方は申請が必要です」に沿って申請してください。

※今後のさらなる科学的知見を踏まえた検討により、見直される場合 があります。

●本市に転入された方は申請が必要です

他の市区町村でワクチンを2回接種した後に本市に転入された 方は、本市で接種記録が確認できないため、接種者本人の申請に より接種券一体型予診票を発行することとなります。

保健センターおよび高齢者福祉課で配布している「接種券発行 申請書」(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の 上、直接申請してください。

▶必要書類

- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、 在留カードなど)
- ・初回接種(1回目、2回目接種)の接種済証、接種記録書または 接種証明書
- ▶申請先 保健センターまたは高齢者福祉課

●接種会場

1月のワクチン接種会場は次のとおりです。なお、勤務先の医 療機関での接種を予定している方は、勤務先の医療機関に問い 合わせください。

医療機関名(50音順)	住 所	使用する ワクチン	妊婦の 接種	備考
行田総合病院	持田376	ファイザー社	0	
行田中央総合病院	富士見町2-17-17			妊婦は、火・水・金曜日 に予約の上、接種当日は 母子健康手帳を持参

※医療機関への直接の問い合わせはお控えください。

●予約方法

追加接種用の発送物が届きましたら、接種予 約が可能です。同封の「接種予約のご案内」に 沿って、「LINE」、「インターネット」、「電話」の いずれかにより予約してください。

初回接種(1回目、2回目接種)を 「住所地外接種」として受けた方

新型コロナワクチンは、原則、住民票所在 地の市区町村で接種することとされています が、やむを得ない事情(単身赴任や下宿など) で住民票所在地以外に滞在している場合は、 「住所地外接種」として、滞在先の市区町村で 接種することができます。

初回接種(1回目、2回目接種)を「住所地外 接種」として市内の医療機関で接種された方 で、追加接種も市内の医療機関で接種を希望 される場合には、改めて「住所地外接種届」の 申請が必要となります。

申請の際は、住民票所在地が発行した追加 接種(3回目接種)用接種券の写しを添付の ト、直接または郵送により保健センターへ申 請してください。

▶送付先 〒361—0023 行田市長野2—3 一17 行田市保健センター

接種予約用LINEアカウントが 変更になりました

新型コロナワクチン接種予約用の公式アカウン トを変更したため、これまでの「行田市公式LINE アカウント」からの予約ができなくなりました。

これにより、行田市新型コロナワクチン接種予 約のアカウントを改めて登録する(友だち追加す る)必要がありますので、登録をお願いします。 ※予約用LINEアカウントの変更のみで、予約方法

〈登録(追加)方法〉

右の二次元コードをスマートフォンで 読み込み、「友だち追加」をしてください。

などは以前と変更ありません。



2022.1 市報 ぎょうだ